

入 札 説 明 書

【電子入札システム対応】

令和7年度 GOSAT データ処理運用システム ストレージ機器更新等 一式

令和7年9月

国立研究開発法人国立環境研究所

当研究所の一般競争に係る入札公告（令和 7 年 9 月 3 日付）に基づく入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書による。

1. 契約者

国立研究開発法人国立環境研究所
理事長 木本 昌秀

2. 調達内容

(1) 調達件名及び数量

【電子入札システム対応】令和 7 年度 GOSAT データ処理運用システム ストレージ機器更新等一式

(2) 調達件名の特質等 別添仕様書による

(3) 納 入 期 限 令和 8 年 3 月 3 1 日

(4) 納 入 場 所 茨城県つくば市小野川 1 6 - 2 国立研究開発法人国立環境研究所

(5) 入 札 方 法

入札者は、納入に係る一切の諸費用を含め、金額を見積もるものとする。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に課税対象金額の 1 0 % に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額から課税額を除いた金額を記載した入札書を提出すること。

3. 競争参加資格

(1) 令和 7・8・9 年度環境省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の製造」又は「物品の販売」において、「A」又は「B」の等級に格付けされている者であること。

(2) 国立研究開発法人国立環境研究所契約事務取扱細則第 5 条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために同意を得ている者については、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(3) 国立研究開発法人国立環境研究所契約事務取扱細則第 6 条の規定に該当しない者であること。

(4) 契約者等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

(5) 入札説明書において示す暴力団排除等に関する誓約事項に誓約できるものであること。

4. 電子入札システムの利用

本件調達は電子入札システムで行うため、同システムの電子認証（代表者又はその委任を受けた者の I C カードに限る。）を取得していること。

・ <https://www.ebs-cloud.fwd.ne.jp/CALS/Accepter/index.jsp?name1=06A0064006A00600>

なお、同システムによりがたい者は、紙入札方式によることができる。ただし、紙入札方式参加届（別紙 1）を 6. に示す提案書等と併せて提出すること。

5. 入札説明書等に対する質問

(1) 入札説明書に対する質問がある場合においては、次に従い、書面（指定様式（※））により提出すること。

①受領期間：令和 7 年 9 月 3 日から令和 7 年 9 月 1 8 日 1 7 時まで。

②提出場所：〒305-8506 茨城県つくば市小野川 1 6 - 2

国立研究開発法人国立環境研究所 総務部会計課契約第一係 松本

電話 0 2 9 - 8 5 0 - 2 3 2 1

- ③提出場所：電子メールによるデータ（指定様式（※））の送付とする（データ送付先 chotatsu@nies.go.jp）。なお、メールの件名を【質問の提出（令和7年度 GOSAT データ処理運用システム ストレージ機器更新等 一式）（担当：松本）】とすること。

※当研究所 HPに掲載（本公告掲載先と同一ページ）。

- （2）（1）の質問に対する回答書は、次のとおり閲覧に供する。

①期 間：令和7年9月25日10時00分から
令和7年10月24日14時00分まで

②閲覧場所：電子入札システム及び当研究所HP上

- （3）（1）の質問がない場合、（2）については行わないものとする。

6. 提案書等の提出

（1）提案書等の提出方法等

- ① 入札者は仕様書に係る証明(提案書)を以下により作成し、期限までに持参又は郵送（書留郵便に限り、受領期間必着とする。）により提出するものとする。また、電子入札システム（同システムにより入札する者に限る。）若しくは電子メール（データ送付先：chotatsu@nies.go.jp）による電子データ（ワード又はエクセルで作成したもの）の提出も可とする。なお、メールの件名を【提案書の提出（令和7年度 GOSAT データ処理運用システム ストレージ機器更新等 一式）（担当：松本）】とすること。

- ② 提出場所：本入札説明書5.（1）②に示すとおり

③ 提案書等の構成

- 1) 仕様書に示す仕様等を満たすことを証明する書類、機器の構成表を提出すること。カタログ等が存在する場合には併せて提出すること。
2) 上記証明書類に記載した機器に係る(販売)価格証明書(別紙6)を提出すること。

- ④ 提出部数は1部とする。

（2）提案書等の受領期限

令和7年10月6日17時00分（厳守）
（郵送による場合には、受領期限までに必着のこと。）

- （3）（1）のとおり提出された提案書等による本競争参加の可否については、次の期間までに連絡をする。

① 期 間：令和7年10月14日17時00分

7. 入札及び開札の日時及び場所等

（1）入札書等の提出場所及び問い合わせ先

本入札説明書5.（1）②に示すとおり

（2）入札書の受領期限

令和7年10月23日17時00分（厳守）
（郵送による場合には、受領期限までに必着のこと。）

（3）開札の日時及び場所

令和7年10月24日14時00分
国立研究開発法人国立環境研究所 研究本館Ⅲ2階 296 室

8. 入札及び開札

（1）電子入札の場合

- ① 6. (2) の日時までに、電子入札システムの証明書等提出画面において、本入札説明書 3. (1) の競争参加資格を有することを証明する書類を提出すること。
- ② 7. (2) の日時までに、同システムに定める手続に従って入札を行うこと。通信状況によっては当該期限内に入札情報が到着しない場合があるので、時間的余裕を持って行うこと。
- ③ 入札金額については、2. (1) の物品の購入に関する一切の費用を含めた額とする。
- ④ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に課税対象金額の 10% に相当する額を加算した金額 (当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。) をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額から課税額を除いた金額を入力するものとする。
- ⑤ 同システムにより入札した場合には、本入札説明書において示す暴力団排除等に関する誓約事項に誓約したものとして取り扱うこととする。
- ⑥ 入札者又は代理人等は、開札時刻に同システムの端末の前で待機しなければならない。
- ⑦ 事由のいかんにかかわらず入札の引換え、変更又は取消しを行うことができない。
- ⑧ 入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(2) 紙入札の場合

- ① 入札書 (別紙 2) には、入札参加者の住所、氏名を記入し、金額の記入はアラビア数字を用いて鮮明に記載すること。また、郵送による提出の際は入札書に入札回数 (第〇回) を記載すること。
- ② 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限るものとし、また入札金額は、日本国通貨による表示に限るものとする。
- ③ 入札金額については、2. (1) の物品の購入に関する一切の費用を含めた額とする。
- ④ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に課税対象金額の 10% に相当する額を加算した金額 (当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。) をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額から課税額を除いた金額を入札書に記載するものとする。
- ⑤ 入札書は、別紙の書式により作成し、入札参加者の商号又は名称、入札件名及び開札日時を記載し、封かんの上で持参又は郵送により提出するものとする。
- ⑥ 新型コロナウイルスによる感染症 (COVID-19) の感染拡大防止のため、当面の間郵送による入札書の提出は 3 通まで認めることとする。郵便 (書留郵便に限る) による場合は、二重封筒とし、入札書の中封筒に入れ封かんのうへ、表封筒に「令和 7 年 10 月 24 日開札 (令和 7 年度 GOSAT データ処理運用システム ストレージ機器更新等 一式) の入札書在中 (第〇回)」の旨を記載し、中封筒の封皮には、直接提出する場合と同様に氏名等を記載し、次に従い受領期限までに確実に到着するように送付すること。
提出期限：7. (2) に示すとおり
提出場所：5. (1) ② に示すとおり
- ⑦ 入札参加者は、入札書を提出する際には、本入札説明書 3. (1) の競争参加資格を有することを証明する書類を提出すること。
- ⑧ 入札参加者は、代理人又は復代理人 (以下「代理人等」という。) をして入札させる際は、その委任状 (別紙 3、4) を持参させなければならない。
- ⑨ 入札参加者又はその代理人等は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることができない。
- ⑩ 開札は、入札参加者の面前で行う。ただし、入札参加者又はその代理人等が開札場所に出席しない際は、入札執行事務に係りのない職員を立会させて開札する。この場合、異議の申し立てはできない。

- ⑪入札参加者又はその代理人等は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。
- ⑫提出済の入札書は、その事由のいかんに関わらず引換え、変更又は取消しを行うことができない。
- ⑬入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

9. 入札の無効

次の各号に該当するものは無効とする。

- (1) 入札に参加する資格を有しない者の提出した入札書
- (2) 紙入札において、委任状を持参しない代理人等の提出した入札書
- (3) 紙入札において、記名を欠いた入札書
- (4) 紙入札において、入札金額の記載が不明確な入札書
- (5) 紙入札において、入札金額の記載を訂正した入札書
- (6) 紙入札において、誤字、脱字等により意志表示が不明瞭である入札書
- (7) 明らかに連合によると認められる入札書
- (8) 同一事項の紙入札について他の競争参加者の代理人等を兼ねた者の入札書
- (9) 同一入札執行回について、入札参加者又はその代理人等が複数の入札書を提出した場合
- (10) 本入札説明書6. (3) による契約者からの了承を得ることのできなかった者が提出した入札書
- (11) その他の入札に関する条件に違反した場合

10. 落札の決定

本入札説明書3. の競争参加資格及び仕様書等の要求要件を全て満たし、当該入札書の入札価格が国立研究開発法人国立環境研究所契約事務取扱細則第13条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

11. 再度入札

開札した場合において、入札参加者の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札が無いときは、直ちに再度の入札を行う。なお、再度入札の回数は原則として2回を限度とする。

電子入札システムにおいては、開札の際、入札者又は代理人等が立ち会わず又は電子入札システムの端末の前で待機しなかった場合は、再度入札を辞退したものとみなす。再度入札の時刻については、当研究所から通知書を送信するので、システム内の通知は必ず確認すること。なお、入札方式が混在する場合、開札処理に時間を要すことから、予定時間を大幅に超える場合がある。

12. 同価格の入札が2人以上ある場合の落札者の決定

落札者となるべき者が二人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじにより落札者を決定する。電子入札システムにより入札を行う場合は、入札時に任意の3桁の数字を入力すること。紙入札による場合は、入札書(別紙2)の記載欄に任意の3桁の数字を記載すること。なお、入力された数字は乱数処理により変換された数字により落札者を決定するため、指定した数字が直接判定に用いられるものではない。当該入札者のうち数字の指定を行わない者があるときは、職員が任意の数字を入力し、落札者を決定するものとする。

13. 落札内訳書の提出

- (1) 落札者は、落札者の決定後速やかに落札額に応じた内訳書を提出すること。なお、内訳書は可能な限り詳細に記載すること。

(2) 内訳書の様式は自由とする。

(3) 内訳書は返却しない。

1 4. 契約書の提出

(1) 契約書を作成する場合においては、落札者は、契約担当者等から交付された契約書の案（別紙5）に記名押印し、速やかにこれを契約担当者等に提出しなければならない。

(2) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨による。

(3) 契約担当者等が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

1 5. 契約者の氏名

国立研究開発法人国立環境研究所 理事長 木本 昌秀

1 6. 契約情報の公表について

① 入札結果の公表

落札者が決定したときは、その入札結果（落札者を含めた入札者全員の商号又は名称及び入札価格）について、開札場において発表するとともに電子入札システムにおいて公表する予定である。

② 契約情報の公表

契約を締結したときは、後日当該契約情報を当法人のHPにおいて公表する。

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針(平成22年12月7日閣議決定)」において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について、情報を公開する等の取組を進めることとされている。これに基づき、以下のとおり、当法人との関係に係る情報を当法人のHPで公表することとするので、所要の情報の当法人への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくようお願いします。なお、応札若しくは応募又は契約の締結をもって、同意されたものとみなすこととする。

1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

ア. 当法人において役員を経験した者が再就職をしていること又は課長相当職以上の職を経験した者が役員、顧問等として再就職していること

イ. 当法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること

2) 公表する情報

上記に該当する契約先との契約（予定価格が一定の金額を超えない契約や光熱水料の支出に係る契約等は対象外）について、契約ごとに、物品・役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表する。

ア. 前記②1)アに該当する再就職者の人数、職名及び当法人における最終職名

イ. 当法人との間の取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当法人との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨

・ 3分の1以上2分の1未満

・ 2分の1以上3分の2未満

・ 3分の2以上

エ. 一者応札又は一者応募である場合はその旨

3) 提供を求める情報

ア. 契約締結時点における前記②1)アに該当する再就職者に係る情報（人数、職名及び当法人における最終職名）

イ. 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当法人との間の取引高

4) 公表の時期

契約締結日の翌日から起算して原則 7 2 日以内（4 月中に締結した契約については原則 9 3 日以内）

1 7. 電子入札システムの操作及び障害発生時の問合せ先

電子入札システム ポータルサイトアドレス

: <https://www.nies.go.jp/osirase/chotatsu/kokoku/e-bidding/index.html>

ヘルプデスク 0570-021-777（受付時間：平日 9:00～12:00 及び 13:00～17:30）

Email:sys-e-cydeenasphep.rx@ml.hitachi-systems.com

1 8. その他

（1）入札及び契約手続きに使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

（2）入札保証金及び契約保証金

免除

（3）入札心得

① 入札者は、仕様書及び契約書（案）を熟読のうえ入札すること。

② 入札者は、仕様書について疑義があるときは、当研究所関係職員に説明を求めることができる。

③ 入札後、仕様書について不明等を理由として異議を申し立てることはできない。

(別紙1)

年 月 日

紙入札方式参加届

国立研究開発法人国立環境研究所理事長 殿

住 所
商号又は名称
代 表 者 名

下記案件について、電子入札システムを利用して入札に参加できないので、紙入札方式での参加をいたします。

件名： 令和7年度 GOSAT データ処理運用システム ストレージ機器更新等 一式

担当者等連絡先

部署名 :

責任者名 :

担当者名 :

TEL :

FAX :

E-mail :

(別紙2)

入 札 書

入札金額 金 円

電子くじに入力する数字（任意の3桁）：

件名 令和7年度 GOSAT データ処理運用システム ストレージ機器更新等 一式

上記金額をもって、貴所入札説明書承諾の上、入札します。
御採用のうえは確実に履行いたします。
なお、入札説明書別紙7の暴力団排除等に関する誓約事項に誓約します。

年 月 日

住 所

商号又は名称

役職・氏名

国立研究開発法人国立環境研究所理事長 殿

担当者等連絡先

部署名：

責任者名：

担当者名：

TEL：

FAX：

E-mail：

< 記入例 >

(参考)

入 札 書

入札金額 金 円

電子くじに入力する数字（任意の3桁）：

件名

上記金額をもって、貴所入札説明書承諾の上、入札します。
御採用のうえは確実に履行いたします。
なお、入札説明書別紙7の暴力団排除等に関する誓約事項に誓約します。

年 月 日

住 所 ○○○○○○○○○○

商号又は名称

役職・氏名 代表 ※ ※ または

(復) 代理人 ☆ ☆

※ 代理人又は復代理人が入札の際は記名すること

国立研究開発法人国立環境研究所理事長 殿

担当者等連絡先

部署名：

責任者名：

担当者名：

TEL :

FAX :

E-mail :

(別紙3)

年 月 日

委 任 状

国立研究開発法人国立環境研究所理事長 殿

委任者：住 所
商号又は名称
代 表 者 名

今般、私は、 を代理人と定め、令和7年9月3日付公示された国立研究開発法人国立環境研究所の「令和7年度 GOSAT データ処理運用システム ストレージ機器更新等 一式」に関し、下記の権限を委任いたします。

受任者：住 所
商号又は名称
役 職 ・ 氏 名

記

1. 本入札に係る一切の権限
2. 1. の事項に係る復代理人を選任すること

担当者等連絡先

部署名 :
責任者名 :
担当者名 :
TEL :
FAX :
E-mail :

(別紙4)

年 月 日

委 任 状

国立研究開発法人国立環境研究所理事長 殿

委任者：住 所
商号又は名称
代 表 者 名

今般、私は、 を復代理人と定め、令和7年9月3日付公示された国立研究開発法人国立環境研究所の「令和7年度 GOSAT データ処理運用システム ストレージ機器更新等 一式」に関し、下記の権限を委任いたします。

受任者：住 所
商号又は名称
役 職 ・ 氏 名

記

1. 本入札に係る一切の権限

担当者等連絡先

部署名 :

責任者名 :

担当者名 :

TEL :

FAX :

E-mail :

(別紙5)

契 約 書 (案)

国立研究開発法人国立環境研究所 理事長 木本 昌秀(以下「甲」という。)は、
(以下「乙」という。)と下記物品購入について、次の条項により契約を締結する。但し、現品を甲の指定する場所に納入(搬入の場合も含む。以下同じ。)するまでに要する費用は、契約金額中に含むものとする。

記

1. 件 名 令和7年度 GOSAT データ処理運用システム ストレージ機器更新等 一式
2. 契 約 金 額 金 円(うち消費税額及び地方消費税額 円)
3. 契約保証金 免除

(納入場所及び期限)

第1条 現品の納入場所及び期限は次のとおりとする。

場 所	仕様書のとおり
期 限	令和8年3月31日

(納入検査)

第2条 乙は、現品を納入するときは、必要事項を甲に通知し、立会のうえ検査を受けなければならない。但し、乙に差支えがあって立会することができない場合は、あらかじめ甲の承諾を得た確実な代理人を差し出さなければならない。

- 2 甲は前項の通知を受けたときは、乙から通知を受けた日から10日以内に納入検査をするものとする。
- 3 納入現品は、すべて甲の指示(仕様書等)のとおりであって、甲が行う検査に合格したものでなければならない。
- 4 前各項の検査に必要な費用は、乙の負担とする。

(所有権の移転及び危険負担)

第3条 納入現品の所有権は、甲が前条の検査の結果、合格品と認め、合格品を受領して、乙にその受領書を交付したときに移転する。また、受領書が発せられるまでの現品亡失毀損等の事故その他一切の責任は、乙の負担とする。但し、甲の故意又は重大な過失によった場合は、この限りでない。

(不合格品引取)

第4条 乙が、甲の施設を利用して第2条の検査を受け、その結果不合格となった現品は、甲が指定した期限内に持ち去らなければならない。

- 2 甲は、前項の期限経過後は何時でもその現品を他の場所に運搬し又は第三者に保管を託することができる。但し、その費用一切は、乙の負担とする。

(納期の有償延期)

第5条 乙が、第7条以外の事由によって、第1条の場所及び期限内に合格品の納入ができないときは、乙はその事由を詳記して納入期限内に延期を請求することができる。この場合、甲は特に事情止むを得ないものと認められるものに限り、遅滞料を徴収して延期を許すことができる。

(遅滞料)

第6条 遅滞料は、その期限の翌日から起算して、遅滞日数に応じその未納付分に相当する金額に対し、民法（明治29年法律第89号）第404条で定める法定利率で計算した額とする。

(納期の無償延期)

第7条 天災地変その他乙の責に帰し難い事由によって、第1条の場所及び期限内に現品の納入ができないときは、乙はその事由を詳記して納入期限内に延期を請求することができる。この場合、甲はその請求が正当と認めたときは、特に前条の遅滞料を免除して納期の延期を許すことができる。

(契約の解除)

第8条 甲は、自己都合により、この契約を解除することができる。但し、解除により生ずる損害については、第10条第2項によることとする。

- 2 次に掲げる事項の一に該当するときは、甲は、催告することなくこの契約を解除することができる。
 - 一 第5条及び第7条に規定する外、第1条の期限内に合格品の受領を終了しないとき。
 - 二 乙がこの契約の解除を請求し、その事由が正当なとき。
 - 三 乙の責に帰する事由により、完全に契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。
 - 四 甲が行う現品の検査又は納入に際し、乙又はその代理人若しくは使用人等が職務執行を妨げ、又は詐欺その他不正行為があると認めたとき。
 - 五 乙が第12条又は第13条の規定に違反したとき。
- 3 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、催告することなくこの契約を解除することができる。
 - 一 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
 - 二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
 - 三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
 - 四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
 - 五 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- 4 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、催告することなくこの契約を解除することができる。
 - 一 暴力的な要求行為
 - 二 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - 三 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - 四 偽計又は威力を用いて甲等の業務を妨害する行為
 - 五 その他前各号に準ずる行為

(違約金)

第9条 次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、乙は、甲の請求に基づき、契約金額の100分の10に相当する金額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

- 一 甲が第8条第2項、第3項又は第4項の規定により契約を解除したとき。
 - 二 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人が契約を解除したとき。
 - 三 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人が契約を解除したとき。
 - 四 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等が契約を解除したとき。
 - 五 この契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。
 - 六 この契約に関し、乙が独占禁止法第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙又は当該事業者団体（以下「乙等」という。）に対し、独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
 - 七 この契約以外の乙の取引行為に関して、乙が独占禁止法第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が、乙等に対し、納付命令又は排除措置命令を行い、これらの命令が確定した場合において、これらの命令に乙等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示され、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
 - 八 この契約に関し、乙（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- 2 乙は、前項の規定による違約金等の支払いを甲の指定する期間内に支払わないときは、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、民法（明治29年法律第89号）第404条で定める法定利率で計算した額の延滞利息を甲に支払わなければならない。
- 3 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超える場合において、甲がその超える分の損害を損害金として請求することを妨げない。

(損害賠償)

- 第10条 乙の契約不履行によって、甲が損害を受けたときは、甲は乙に対してその損害を賠償させることができる。
- 2 乙が、この契約を誠実に履行する目的で調達又は製作等に着手後、第8条第1項による解約のため損害を生じたときは、乙は甲の意思表示があった日より10日以内に、甲にその損害の賠償を請求することができる。
 - 3 甲が前項の請求を受けたときは、その確証があるものに限り、適当と認めた金額を賠償することができる。但し、乙の同意を得て解除した場合はこの限りでない。

4 甲は、第8条第2項、第3項又は第4項の規定によりこの契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

(契約代金の支払)

第11条 甲は、第3条の所有権の移転が行われた後、乙から適法な請求書を受領した日から起算して60日以内に契約代金を支払わなければならない。

(権利義務の譲渡)

第12条 乙は、本契約によって生じる権利又は義務の全部若しくは一部を、甲の承諾を得た場合を除き第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の3に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

(秘密の保持)

第13条 甲及び乙は、この契約の履行に際し、知得した相手方の秘密を第三者に洩らし、又は利用してはならない。

(担保責任)

第14条 甲は、納入現品について納入後1年以内に契約の内容に適合しないものであることを発見したときは、契約不適合である旨を乙に通知し、他の良品と引換えさせ、あるいは修理させ又は既に支払った契約金額の一部を返還させることができる。

(紛争又は疑義の解決方法)

第15条 この契約について、甲乙間に紛争又は疑義を生じた場合には、必要に応じて甲乙協議のうえ解決するものとする。

この契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 茨城県つくば市小野川16-2
国立研究開発法人国立環境研究所
理事長 木本 昌秀

乙

(別紙6)

年 月 日

国立研究開発法人国立環境研究所 殿

住所
会社名
代表者名

価 格 証 明 書

下記の製品の金額は定価であることを証明致します。

記

件 名	規 格	数 量	金 額

(上記金額は消費税を含んでおりません。)

担当者等連絡先

部署名 :

責任者名 :

担当者名 :

T E L :

F A X :

E-mail :

(別紙 7)

暴力団排除等に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記事項について、入札書（見積書）の提出をもって誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、国立研究開発法人国立環境研究所（以下「貴所」という。）の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）及び登記簿謄本の写しを提出すること並びにこれらの提出書類から確認できる範囲での個人情報警察に提供することについて同意します。

記

1. 次のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

（1）契約の相手方として不適当な者

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

（2）契約の相手方として不適当な行為をする者

ア 暴力的な要求行為を行う者

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

エ 偽計又は威力を用いて国立研究開発法人国立環境研究所の業務を妨害する行為を行う者

オ その他前各号に準ずる行為を行う者

2. 暴力団関係業者を再委託又は当該業務に関して締結する全ての契約の相手方としません。

3. 再受任者等（再受任者、共同事業実施協力者及び自己、再受任者又は共同事業実施協力者が当該契約に関して締結する全ての契約の相手方をいう。）が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。

4. 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は再受任者等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、発注元の貴所へ報告を行います。

5. 貴所の規程類及び法令を遵守して不正、不適切な行為に関与せず、また、貴所の職員等から不正行為の依頼等があった場合には拒絶するとともに、その内容を貴所に通報し、さらに内部監査、その他

調査等において、取引帳簿の閲覧・提出等の要請に協力します。

(参考) 国立研究開発法人国立環境研究所 規程・規則等
<https://www.nies.go.jp/kihon/kitei/>

(参 考) 入札参加に当たっての留意事項

1. 本調達に関する質問回答について
本調達に関する質問回答書は電子入札システムまたは当研究所HP上で閲覧可能である。
2. 入札書について
入札書については、応札者において適当部数コピーの上、記名し用意すること。
なお、代理人をもって入札する場合の記名は、必ず委任状で委任される者のものと同一とする。
3. 委任状について
 - 1) 代理人が応札する場合には必ず委任状を提出すること。
 - 2) 本社（代表者等）から直接委任を受ける場合には、代理人の委任状（別紙3）を、支社等を経由して委任を受ける場合には、支社長等への代理人の委任状（別紙3）と支社長等から復代理人への委任状（別紙4）の両方を用意すること。
4. 資格決定通知書の写しを用意すること。
5. 郵送による入札を行う場合においても、資格決定通知書の写し等必要書類を提出すること。

仕 様 書

1. 件 名 令和7年度 GOSAT データ処理運用システム ストレージ機器更新等 一式

本仕様書は国立研究開発法人国立環境研究所(以下「NIES」という。)が調達する「令和7年度 GOSAT データ処理運用システム ストレージ機器更新等 一式」について規定する。

2. 数 量 一式

構成内訳	大容量ストレージ	1 式
	大規模データ提供サーバー用ストレージ	1 式
	周辺機器等	1 式
	完成図書	5 部
	保守業務	1 式

3. 研究内容・購入目的

地球規模の温室効果ガス分布の測定を目的とした、温室効果ガス観測技術衛星(平成21年1月23日打上げ、以下「GOSAT」という。)が現在運用中である。GOSAT プロジェクトは、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構、NIES、環境省の共同プロジェクトであり、この中で NIES は主としてデータ解析手法の開発・改良、データ処理、及び処理結果の保存・提供を担当している。

NIES 担当業務のうち、データ処理と処理結果の保存・提供機能を実現するため、NIES では GOSAT データ処理運用システム(以下「DHF」という。)を運用中である。本調達は DHF に導入された機器等のうち保守期限切れとなるストレージ機器等を購入するものである。

4. 仕様・規格等

「令和7年度 GOSAT データ処理運用システム ストレージ機器更新等 一式」については以下の仕様を満たす必要がある。特に指定がない限り、ディスク容量は実効容量、メモリは物理容量とする。本調達物品の動作に必要なハードウェア、ソフトウェア、役務にかかる費用を本調達に含めること。

詳細に関しては、別添の秘密保持誓約書提出後に開示する資料を参照すること。

A. 大容量ストレージ

大容量ストレージはディスク装置、分散型共有ファイルシステム等で構成すること。大容量ストレージは InfiniBand 並列分散型共有ファイルシステムの OSS である Lustre、またはそれから派生したファイルシステムであること。

ディスク容量は実効(df -H が表示する値とする)3.5PB 以上とすること。

ディスク装置は複数の RAID グループから構成され、各 RAID グループは RAID6 以上の機能を有すること。

仕様の詳細は「資料1：大容量ストレージ」を参照すること。

B. 大規模データ提供サーバー用ストレージ

大規模データ提供サーバー用ストレージは Red Hat Enterprise Linux のデフォルトファイルシステムである xfs であること。

ディスク容量は実効(df -H が表示する値とする)1.5PB 以上とすること。

ディスク装置は RAID6 以上の機能を有すること。

仕様の詳細は「資料 2：大規模データ提供サーバー用ストレージ」を参照すること。

C. 周辺機器等

(1) PDU

(ア) 機器構成に合わせ必要数導入すること。

(イ) 遠隔保守のための 100Base-TX 以上の LAN インタフェースが 1 ポート以上備わっていること。

(ウ) 遠隔からコンセントごとの ON/OFF ができること。

(エ) Zabbix からコンセントごとに電力の利用状況を監視できること。

(オ) ラック搭載が可能なこと。

(2) 導入機器の利用に必要な工事、ケーブル、周辺機器(コネクタやメディアコンバータ等の接続・変換に必要な部品等)を含めること。

D. 保守業務

(1) 本調達の全納入製品について、常に完全な機能を持つように、令和 9 年 3 月 31 日までは無償保証期間とすることとし、無償保証期間中における設計及び製作上の原因による故障や不具合に関しては、納入者の責任において補修すること。保守作業や機能保全に必要な OSS 等の追加や設定変更を適宜行うこと。

(2) 無償保証期間終了時に保守業務報告書を書類及び電子媒体で各 3 部提出すること。保守業務報告書には下記を含めること。

- ・作業報告書
- ・打合せ配布資料
- ・打合せ議事録
- ・(無償保証期間終了後の保守業務担当者への)申し送り書

(3) 無償保証期間経過後のハードウェアについては保守契約の締結を予定している。このため、無償保証期間経過後から機器ごとに下記の年数以上の保守を行える体制を確保すること。なお、本調達には(1)、(2)以外の保守費用は含めないが、無償保証期間経過後の 4 年間の保守契約に必要な費用の参考価格を年度ごとに提示すること。

- | | |
|----------|-----|
| ・ストレージ機器 | 6 年 |
| ・周辺機器等 | 4 年 |
| ・上記以外 | 9 年 |

- (4) 納入製品については新品であり、かつ、1 年間のメーカー保証が付いているものであること(中古品、新古品、改造品等は本調達候補機器から除外する)。メーカー保証は、メーカーが発行し販売店の証明印と対象機器の情報及び保証期間が記載された保証書とする(上記の方法によることが出来ない場合には、メーカー保証があることを適宜の方法で証明すること)。
- (5) 当システムの円滑な運用を行うために、保守業務には以下の項目を含むこと。
- (ア) 納入機器の円滑な利用や障害発生後速やかな運転再開を目的に、保守業務担当者は月曜日から金曜日(ただし、祝日と年末年始の休日を除く)の 9:00~17:00 については電話、E-Mail 又はポータルサイトでの問い合わせを受け付け、その対応をすること。それ以外の時間帯については E-Mail 又はポータルサイトでの問い合わせを受け付けること。問い合わせのうち、9:00~17:00 に発生した分については、現地対応が必要なものは当日オンサイトにて、それ以外はオフサイトにて初期対応すること。機器やソフトウェアに故障及び障害が生じた場合は、必要に応じて技術者を派遣して修理を行うこと。また、訪問の時間帯は 17:00 までに受け付けた障害については当日中とし、17:00 以降に受け付けた障害については、翌日以降の最初の保守対応時間帯とすること。
 - (イ) 障害の程度に応じて祝日や年末年始の休日であっても臨機応変に対応可能な保守体制・サービスレベルを構築すること。
 - (ウ) 保守体制・サービスレベルについては、検収前確認時に提出する報告書と併せて提出し、NIES 担当者等の了承を得なければならない。
 - (エ) 導入業者、ハードウェア保守業者、システム開発業者、システム運用業者、NIES 担当者等によるシステム運用に関する定期的な打合せ(1~2 ヶ月に 1 回程度の開催を予定)を保守業務期間中実施する。その打合せに出席し、必要な説明、調整を行うこと。打合せのある月末の定期メンテナンス期間に必要な作業を行うこと。
 - (オ) 本調達の全納入製品について、障害情報・バージョンアップ情報等を随時 NIES 担当者へ提供すること。
 - (カ) 上記情報に基づき、修理作業・バージョンアップ作業等、当システムの円滑な運用を継続するために必要と考えられる作業等を提案し、NIES 担当者の了解を得た上でその作業を実施すること。
 - (キ) 恒久的な設定変更を行う場合には、その内容等を既存文書に反映させ改訂すること。必要に応じて NIES 担当者が指示する文書を調整の上、作成すること。
 - (ク) ハードウェア保守業務には、以下の項目を含むこと。
 - ・最低 1 回の定期点検(状態確認、ログ調査、停電シャットダウン動作確認、システム停止による清掃、システム起動確認等)。
 - ・機器に故障が生じた場合の部品及び交換作業。
 - ・必要に応じ予防的な部品及び交換作業。
 - ・機器修理の完了時には、作業完了報告書の提出と NIES 担当者の確認。
 - ・その他保守に必要な費用。
 - (ケ) ソフトウェア保守業務には、以下の項目を含むこと。

- ・ 最新バージョンやメンテナンスパッチの入手や利用に係る費用。
 - ・ 特に、共有ファイルシステムに関しては、システムの整合性に矛盾が生じないことを目的としたバージョンの管理の実施。
- (コ) 障害の検知については、以下の方式を利用すること。
- ・ 機器からのメール通知。
 - ・ Zabbix による監視システム。
 - ・ システム担当者等からの連絡。
- (サ) 障害発生時には、障害調査、対応結果報告書を NIES 担当者に提出し、確認を受けること。
- (シ) 主たる原因が納入製品にある障害により長期間のサービス停止となった場合には、再発防止策を講じること。
- (ス) 納入業者以外の NIES 関係者による落下等に起因する故障・損傷は保守の対象外とする。
- (セ) 災害、その他天災地変での故障・損傷は保守の対象外とする。
- (6) 無償保証期間経過後のハードウェアに対する保守契約は、年度ごとに別契約で締結する予定である。ただし、諸事情により当該契約を締結しないこともある。

E. 完成図書

完成図書は書類とその内容が記録された光学媒体から構成すること。ただし、光学媒体は一般的な光学ドライブで読み込めるものとする。

完成図書には下記の各項目を記載すること。

- ・ 概要
- ・ 納入物品の一覧(製品リストとして製品名、個数、重量、外寸、ハードウェア構成、消費電力、発熱量を含む)
- ・ 設定内容詳細
- ・ 機器配置(レイアウト)図(導入済み機器を含めた床面全体)
- ・ ラック構成図(導入済み機器を含めた装置全体)
- ・ ネットワーク構成図(導入済み機器を含めた装置全体)
- ・ 電源接続図(導入済み機器を含めた装置全体)
- ・ 保守体制
- ・ 検査報告書
 - 員数検査結果
 - 機能検査結果
 - 性能検査結果
- ・ 会議資料
 - 配布資料
 - 課題管理表
 - 議事録
 - 説明会資料

- ・マニュアル及び手引書
 - 製品マニュアル(原則として日本語版とすること)
 - 起動・停止手順
 - 死活監視方法
 - 設定等のバックアップ取得及びバックアップからの復旧手順
- ・その他、運用管理に必要な情報

F. その他

(1) 付属品を装備していること。

各機器の接続及び動作に関する付属品全てを本調達に含むこと。

(2) 基本導入作業及び現地調整作業を行うこと。

調達物品が本仕様通りに稼働するように NIES 担当者指定の場所への搬入、設置及び調整を行うこととし、以下の作業を本調達に含むこと。

(ア) 機器の搬入、機器のラックへの搭載、ケーブルリング、OS の導入、機器の設定、動作確認するまでの作業を実施すること。

- ① 電源が冗長化されている場合、主電源と冗長電源は異なる PDU へ接続することを基本とするが、NIES 担当者が了承し、同一の PDU に接続する際には、冗長化を構成している各機器は異なる PDU へ接続すること。
- ② 設置位置については、今後の更新等を見越して、事前に NIES 担当者と協議の上決めること。
- ③ 機器の接続に必要な屋内外のネットワーク敷設を行うこと。
- ④ ネットワークの敷設の詳細については、NIES 担当者と協議の上決めること。
- ⑤ 設置予定場所に運用を停止した機器が搭載されている場合は、運用停止機器をラックから取り外し、NIES 担当者指定の場所へ移動すること。移動先に十分な養生を施し、機器が荷崩れ、転倒等しないよう安全に配慮すること。また、設置にあたり既設機器の移動が必要な場合は提案書にて明記すること。詳細は「資料 3 : ラック搭載図」を参照すること。

(イ) 基本導入作業を実施した後、動作確認を含む現地調整作業を行うこと。

(ウ) 本調達後の円滑な利用に必要な設定を行うこと。

- ① OS、ディスク、ソフトウェア等の稼働に必要な各種パラメータは協議の上決定すること。
- ② OS、Firmware、ソフトウェア等に安全に安定稼働させるためのパッチを適用すること。
- ③ 本導入の後、NIES にて既設ストレージからのデータ移行を予定しているため、データ移行のために必要となる既設機器等への接続や設定変更および既設ストレージとの接続性確認を含めること。

(エ) 員数検査、機能検査、性能検査を NIES 担当者立会のもと実施すること。機能検査、性能検査については事前に試験計画書を策定し、試験内容に関して NIES 担当者の承認を得ること。

試験には、導入機器と現行機器との疎通試験及び動作確認、本調達機器に対するフェイルオーバー試験を含めること。なお、必要に応じ現行機器のハードウェア保守業者、NIES 担当者等と調整し作業を行うこと。

(オ) その他必要な作業を行うこと。

(3) 運用業務への影響に配慮すること。

本調達に際し、既設設備を停止する必要がある場合、その停止期間を極力短くすること。特に所外への情報配信サービスの停止に関しては、時期・期間・回数に留意すること。

(4) 説明会を開催すること。

引渡し前に運用に必要な技術支援及び説明会をシステム開発業者・システム運用業者へ行うこと。

(5) 契約締結後より NIES 担当者等と打合せを定期的(月に 1 回程度)に開催し、導入業務の円滑な遂行に努めること。

(6) 納入検収について、納品した製品が検収内容を満たさないと NIES 担当者が認める場合には、6. の期限内に対処すること。

5. 納入場所

茨城県つくば市小野川 16-2 国立研究開発法人国立環境研究所

6. 納入期限

令和 8 年 3 月 31 日

7. その他

(1) 本仕様書の内容に疑義等が生じた場合は NIES 担当者との協議し、その指示に従うこと。

(2) 本調達が、契約締結時においての国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成 12 年法律第 100 号)第 6 条第 1 項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針における特定調達品目に該当する場合は、適合製品を納入すること。

本調達品の納入に当たり、請負者が既存品(産業廃棄物等)の撤去(運搬・処分)を実施する場合には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)、関係条例等に基づき、適正に収集運搬及び処分を行うこと。

なお、納入者は、本調達により納入する物品の使用又は設置等について、NIES において法令等(例：労働安全衛生法(昭和 47 年法律第 57 号)、電波法(昭和 25 年法律 131 号)、水質汚濁防止法(昭和 45 年法律 138 号)、放射性同位元素等の規制に関する法律(昭和 32 年法律第 167 号)など)に基づく許認可申請・届出等を必要としないかを調査するものとし、調査の限りにおいて当該許認可申請・届出等が必要であると判断される場合には、納入時までに NIES 担当者にその旨を文書にて通知すること。

(3) 必要に応じ、別添提出後に下記の情報を提示予定である。

・GOSAT データ処理運用システム大規模データ提供サーバ及び運用者・開発者用サーバ等更新 1 式

完成図書

- ・令和 2 年度 GOSAT データ処理運用システム及び周辺機器更新等 1 式 完成図書
- ・令和 4 年度 GOSAT データ処理運用システム移設業務 完成図書
- ・その他 NIES が必要と認めた資料

- (4) 提案書の提出部数は 3 部とする。提案書は書類とその内容が記録された光学媒体から構成すること。ただし、光学媒体は一般的な光学ドライブで読み込めるものとする。提案書には下記の情報を記載すること。NIES が運用業務等を支障なく遂行できる状態を実現するために実施する作業内容に関して確実性確認・安全性確認・業務(特に所外サービス)への影響確認を目的に、提案書には更新方法の基本方針から具体的な方式までを作業工程に沿ってわかりやすく記載すること。工程表には作業の進め方(逐次、並列等)、作業に必要な日数、運用停止期間等を含め、既設機器へ影響(既設機器を縮退運転させる等)が出る作業がある場合には、影響の範囲とその作業の期間を明記すること。

- ・製品リスト及びカタログ等の製品情報
- ・ラック搭載機器のレイアウト
- ・ネットワーク構成図
- ・各機器の諸元表
- ・提案機器の総重量、総消費電力、総発熱量とその内訳の見積値
- ・個々の要求要件を満たすための具体的な方策(一問一答形式によること)
- ・マニュアルの種類と提供方法
- ・更新作業の方針と方式
- ・全体の工程表
- ・業務実施体制図
- ・本提案書に関する照会先
- ・その他必要な情報

- (5) 搬入に関しては下記条件を遵守すること。

- (ア) 搬入時に現有設備を大幅に移動することのないように配慮すること。
- (イ) 現有設備を移動する場合には、事前に NIES 担当者の許可を得ること。
- (ウ) 搬入に際しては、現有設備を傷つけないように十分な養生を施すこと。
- (エ) 設備に毀損等が生じた場合、受注者の責任において原状に復すること。
- (オ) 搬入経路に関する建築上の条件に関しては、別添提出後に開示される資料を参照すること。

- (6) 著作権の扱い

- (ア) 請負者は、本業務の目的として作成される成果物に関し著作権法第 27 条及び第 28 条を含む著作権の全てを NIES に無償で譲渡するものとする。
- (イ) 請負者は、成果物に関する著作者人格権(著作権法第 18 条から第 20 条までに規定された権利をいう。)を行使しないものとする。ただし、NIES が承認した場合は、この限りではない。
- (ウ) 上記(ア)及び(イ)に関わらず、成果物に請負者が既に著作権を保有しているもの(以下「既存著作物」という。)が組み込まれている場合は、当該既存著作物の著作権についてのみ、請負

者に帰属する。提出される成果物に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合には、請負者が当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

(7) 情報セキュリティの確保

請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーを遵守し、情報セキュリティを確保するものとする。特に下記の点に留意すること。なお、国立研究開発法人国立環境研究所情報セキュリティポリシーは以下 URL において公開している。

(https://www.nies.go.jp/security/sec_policy.pdf)

- (ア) 請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策の遵守方法及び管理体制、事故時における緊急時の連絡体制について、NIES 担当者に書面で提出すること。また、変更があった場合には、速やかに報告すること。
- (イ) 請負者は、NIES から提供された情報について目的外の利用を禁止する。
- (ウ) 請負者は、NIES から要機密情報を提供された場合には、機密保持義務を負うこととし、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱われるための措置を講ずること。
- (エ) 請負者は、NIES から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄し、文書にて報告すること。
- (オ) 請負者は、国立研究開発法人国立環境研究所セキュリティポリシーの履行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて NIES の行う情報セキュリティ監査を受け入れること。また、速やかに是正措置を実施すること。
- (カ) 業務に用いる電算機(パソコン等)は、使用者の履歴が残るものを用いてこれを保存するとともに、施錠等の適切な盗難防止の措置を講じること。また、不正プログラム対策ソフトが導入されており、利用ソフトウェアやその脆弱性等、適切に管理された電算機を利用すること。
- (キ) 再委託することとなる場合は、事前の承諾を得て再委託先にも以上と同様の制限を課して契約すること。
- (ク) 請負者は、NIES が意図しない変更が加えられないための管理体制を構築すること。また、管理体制を確認するため、以下の情報を提供すること。(再委託がある場合、再委託先含む)
 - ・ 請負者の資本関係
 - ・ 請負者の役員等の情報
 - ・ 請負業務従事者の所属、専門性(情報セキュリティ関連資格・研修実績等)、実績、国籍に関する情報提供
 - ・ 請負業務の実施場所

資料 1：大容量ストレージ

大容量ストレージはディスク装置、ファイルシステム、ファイルサーバー、メタデータサーバーで構成され、ファイルサーバーを SAN に接続することで共有分散ファイルシステムとして利用する。大容量ストレージに関する要件は下記の通りである。ディスク容量は実効容量とし、メモリは物理容量とする。構成等の詳細については別添提出後に開示される資料を参照すること。

1. 性能・機能に関する要件

1.1 共通要件

- (1) 電源ユニットが冗長化され、活線挿抜による交換が可能なこと。
- (2) OS 及びその基本設定のバックアップ用として、USB3.0 規格の USB メモリが添付されていること。
- (3) ネットワークケーブルは通信品質を十分に確保できる品質であり、爪折れ防止、結線情報が書かれたラベルの貼付等の保守・運用を見据えた製品とすること。
- (4) 障害発生時には LED 等を用いて目視で障害を認識できること。
- (5) 19 インチラックに搭載すること。
- (6) CVCF と連携し、停電発生時に自動停止できるようにすること。

1.2 ディスク装置

- (1) 実効容量は 3.5PB 以上であること。また、ベアドライブの追加だけで 5PB 以上の構成ができること。
- (2) RAID コントローラが二重化され Active/Active で動作すること。
- (3) ディスクの最大構成において、読み込みスループットと書き込み(キャッシュなし)スループットの合算値が 60GB/s 以上を理論上達成可能であること。
- (4) ベアドライブ、RAID コントローラ、電源の活線挿抜が可能なこと。
- (5) 運用に支障が生じない本数のホットスペアドライブを有すること。
- (6) RAID コントローラあたり 16GB 以上のライトバックキャッシュを有すること。
- (7) 突然の電源消失時にキャッシュデータを失わない構成であること。
- (8) RAID6 以上の構成であること。ソフトウェア RAID は認めない。
- (9) コントローラと全てのディスクを格納するストレージエンクロージャ間は、スイッチを介さない直接的な接続であること。
- (10) RAID コントローラは、書き込みの I/O パターンやデータサイズに応じ、書き込みの方式を自動的に切り替える機能を有していること。大きなシーケンシャルデータは、キャッシュを介さず直接ディスクに書き込み、小さなシーケンシャルデータ及びランダムデータはキャッシュに書き込むことにより書き込み効率の向上やキャッシュの有効利用を行っていること。
- (11) RAID コントローラは書き込み時にチェックサムを付与し、読み込み時にチェックサムを使用してパリティ計算を行うことで、データ損失の検知と修復が可能なこと。本機能は読み込み時だけではなく必要に応じバックグラウンドでも行えること。

- (12) ホスト向けのインタフェースとして、RAID コントローラあたり全ポートの合計帯域が 400Gbps 以上であること。
- (14) ベアドライブは NL-SAS、SATA、SAS のいずれかによる HDD、または SSD であること。

1.3 ファイルシステム

- (1) 複数のファイルサーバーにて、単一の共有ディレクトリへの入出力を行えること。
- (2) ディスク装置内の各ベアドライブの利用量を、自動的かつ均質に保つ機能を有すること。
- (3) 利用者がファイルの書き込みに際し分割数、利用領域等を指定できること。
- (4) ファイルシステム内のディレクトリ単位で、当該メタデータを複数のメタデータサーバーに分散管理ができること。
- (5) 利用者ごと、及び、利用者グループごとにディスクの最大利用量を quota にて設定できること。
- (6) 任意のディレクトリごとにディスクの最大利用量を quota にて設定できること。
- (7) Access Control List (ACL) により、ファイル所有者がファイルへのアクセス制限を各利用者に向けて設定できること。
- (8) IOR 等の一般的なベンチマークテストにおいて、導入時の構成で 15GB/s 以上のスループットを達成すること。なお、納品物を使う限りにおいて、メーカーの出荷検査での測定を認める。
- (9) 8PB 以上のデータ容量を目指したスケールアウトや性能向上を目的としたディスク装置の追加、ファイルサーバー及びメタデータサーバーの追加等へ柔軟に対応できること。
- (10) ファイルシステムの監視ツールを備えていること。
- (11) ファイルシステムの状態監視を既存の Zabbix から行えること。
- (12) 運用・管理マニュアル、障害対応マニュアルを備えていること。

1.4 ファイルサーバー

- (1) ファイルサーバーは 4 台以上で構成されていること。ディスク装置のコントローラ上で実現してもよい。ただしその際にはファイルサーバー利用分は実効容量には含めない。
- (2) ファイルサーバー全体として十分な高可用性を実現すること。
- (3) 各ファイルサーバーは電源の二重化等の十分な高可用性を実現すること。
- (4) 各クライアントからの要求に十分耐えうる CPU 性能としてファイルサーバーあたり 10 コア以上を有すること。
- (5) 各ファイルサーバーのメモリ容量は 128GiB 以上であること。
- (6) 各ファイルサーバーは SAN 接続用インタフェースを 2 ポート用い SAN でディスク装置と接続すること。
- (7) 各ファイルサーバーは、ファイルサーバーとディスク装置間の通信速度が律速にならない速度で接続すること。

1.5 メタデータサーバー

- (1) メタデータサーバーは 2 台以上で構成されていること。メタデータディスク装置のコントローラ

上(仮想化など)で実現してもよい。ただし、その際にはメタデータサーバーの OS 利用分はメタデータディスク装置の実効容量には含めないこと。

- (2) メタデータサーバー全体として十分な高可用性を実現すること。
- (3) 各メタデータサーバーはクライアントからのメタデータ量に十分耐えうる CPU 性能として 10 コア以上を有すること。
- (4) 各メタデータサーバーのメモリ容量は 128GiB 以上であること。
- (5) メタデータ用ディスクの RAID コントローラは、冗長化され Active/Active で動作すること。
- (6) メタデータ用ディスクは 20TB 以上の実効容量で、100 億個以上のメタデータを格納できること。
- (7) メタデータ用ディスクのベアドライブは NVMe による SSD であること。
- (8) メタデータ用ディスクのベアドライブ、RAID コントローラ、電源の活線挿抜が可能なこと。
- (9) メタデータ用ディスクの運用に支障が生じない本数のホットスワップベアドライブを有すること。
- (10) メタデータ用ディスクは RAID6 構成であること。ソフトウェア RAID は認めない。

資料 2：大規模データ提供サーバー用ストレージ

大規模データ提供サーバー用ストレージに関する要件は下記の通りである。ディスク容量は実効容量とする。構成等の詳細については別添提出後に開示される資料を参照すること。

1. 性能・機能に関する要件

- (1) ファイルシステムは xfs であること。
- (2) RAID6 以上の構成とし、その実効容量は 1.5PB 以上であること。
- (3) ベアドライブは NL-SAS、SATA、SAS のいずれかによる HDD、または SSD であること。
- (4) ベアドライブの構成に合わせ必要数のスペアドライブを備えていること。
- (5) ベアドライブに障害が発生した場合には、障害を検知しスペアドライブを用いてデータ修復するまでを自動で行う機能を備えていること。
- (6) サーバー接続用として 12GB SAS ポート、もしくは同等以上の帯域・低遅延性能を有するインタフェースを RAID コントローラあたり 2 つ以上備えていること。
- (7) コントローラは読み込み 12GB/s 以上、書き込み 10GB/s 以上のスループットを理論上達成可能であること。
- (8) ベアドライブを活線挿抜により交換することが可能なこと。
- (9) コントローラは冗長化され、活線挿抜による交換が可能なこと。
- (10) 電源ユニットは冗長化され、活線挿抜による交換が可能なこと。
- (11) ケース FAN が冗長化され、活線挿抜による交換が可能なこと。
- (12) 19 インチラックに搭載可能な形状であること。
- (13) 前面吸気後面排気であること。
- (14) SNMP、API ベース等の監視機能が利用可能なこと。
- (15) 障害発生時には LED 等を用いて目視で障害を認識できること。

資料 3 : ラック搭載図

Rack#B06			Rack#B04			Rack#B02		
		重量			重量			重量
RU		646. 5kg	RU		653. 2kg	RU		512. 6kg
42			42	温湿度センサー	1. 3kg	42		
41	IBスイッチ	11. 0kg	41	IBスイッチ	11. 0kg	41		
40			40			40		
39	IPスイッチ	4. 5kg	39	IPスイッチ	4. 4kg	39		
38	IPスイッチ	4. 4kg	38	CG (Short)	0. 4kg	38		
37			37			37		
36	CG (Long)	0. 8kg	36			36		
35	IPスイッチ	4. 5kg	35			35		
34	IPスイッチ	4. 4kg	34			34		
33	境界ルータ	3. 4kg	33			33		
32	CG (Short)	0. 4kg	32			32		
31			31	PDU	12. 0kg	31		
30	テープ制御	33. 1kg	30	PDU	5. 9kg	30		
29			29	PDU	5. 9kg	29		
28	PDU	6. 0kg	28			28		
27	PDU	6. 0kg	27	運用FireWall-B	12. 0kg	27		
26			26	運用FireWall-A	12. 0kg	26		
25			25			25		
24	処理制御	21. 9kg	24	DMZ-B	21. 9kg	24		
23	運用作業-B	21. 9kg	23	DMZ-A	21. 9kg	23		
22	運用作業-A	21. 9kg	22			22	検討用	26. 6kg
21			21	KVM	20. 0kg	21	コンソールドロワー	19. 0kg
20	受注プログラム作成	21. 9kg	20			20	PDU	6. 0kg
19	DB-B	21. 9kg	19			19		
18	DB-A	21. 9kg	18	業務用	28. 6kg	18	検討用周辺装置1	20. 0kg
17			17			17		
16	汎用計算4	19. 2kg	16			16		
15	汎用計算3	19. 2kg	15	大規模データ提供-B	26. 3kg	15	検討用周辺装置1	14. 0kg
14	PDU	6. 0kg	14			14		
13	PDU	6. 0kg	13	大規模データ提供-A	26. 3kg	13		
12	汎用計算2	19. 2kg	12			12		
11	汎用計算1	19. 2kg	11	PDU	5. 9kg	11		
10			10	PDU	5. 9kg	10	検討用周辺装置2	115. 9kg
9	死活管理	21. 9kg	9		121. 5kg	9		
8	監視サービス	21. 9kg	8	大規模データ提供サーバ領域用 外部記憶装置		8		
7	PDU	5. 9kg	7			7		
6	PDU	5. 9kg	6			6	PDU	6. 0kg
5	メタデータサーバ	21. 9kg	5		98. 6kg	5	検討用周辺装置2	93. 7kg
4	メタデータサーバ	21. 9kg	4	大規模データ提供サーバ領域用 外部記憶装置		4		
3	ファイル共有メタデータストレージ	37. 0kg	3			3		
2			2			2		
1			1			1		
	AR3350 (W750mm x D1200mm)	161. 4kg		AR3350 (W750mm x D1200mm)	161. 4kg		AR3350 (W750mm x D1200mm)	161. 4kg
	フリアク (W750mm x D1200mm)	50. 0kg		フリアク (W750mm x D1200mm)	50. 0kg		フリアク (W750mm x D1200mm)	50. 0kg
	床許容重量 :	900. 0kg		床許容重量 :	900. 0kg		床許容重量 :	900. 0kg

凡例
運用停止機器

Rack#B05			Rack#B03			Rack#B01			凡例
RU		重量	RU		重量	RU		重量	
42			42	温湿度センサー	776.1kg	42			運用停止機器
41	IPスイッチ	5.9kg	41	IBスイッチ	11.0kg	41			
40	CG (Short)	0.4kg	40			40			
39			39			39			
38			38			38			
37			37			37			
36			36			36			
35			35			35			
34			34			34			
33			33			33			
32			32			32			運用停止機器
31			31			31			
30			30	ファイル共有データストレージ	67.0kg	30			
29			29			29			
28			28			28			
27			27	PDU	12.0kg	27			
26			26			26			
25			25			25			
24			24			24	開発系IPスイッチ	4.0kg	
23			23	ファイル共有データストレージ	92.3kg	23	CG (Short)	0.3kg	
22	汎用計算24	28.4kg	22			22	開発FireWall	12.0kg	
21			21			21			
20	汎用計算23	28.4kg	20			20	KVM (開発)	17.0kg	
19			19			19			
18	PDU	5.9kg	18	ファイル共有データストレージ	92.3kg	18	開発用	21.5kg	
17	PDU	5.9kg	17			17	開発用データ領域用外部記憶装置	32.0kg	
16	汎用計算22	28.4kg	16			16			
15			15	ファイル共有データストレージ	92.3kg	15	開発用データ領域用外部記憶装置	28.0kg	
14	汎用計算21	28.4kg	14			14			
13			13			13	開発系PDU	5.9kg	
12			12	PDU	5.9kg	12	開発系PDU	5.9kg	
11	汎用計算20	28.4kg	11	PDU	6.0kg	11	L2スイッチ		
10			10		92.3kg	10	IPスイッチ	4.5kg	
9	汎用計算19	28.4kg	9			9			
8			8	ファイル共有データストレージ		8	開発FireWall	12.0kg	
7	PDU	5.9kg	7			7	L3スイッチ	2.4kg	
6	PDU	5.9kg	6			6	開発系PDU	5.9kg	
5	汎用計算18	28.4kg	5		92.3kg	5	開発系PDU	5.9kg	
4			4	ファイル共有データストレージ		4		61.0kg	
3	汎用計算17	28.4kg	3			3	CVCf 5kVA		
2			2			2			
1			1			1			
	AR3350 (W750mm x D1200mm)	161.4kg		AR3350 (W750mm x D1200mm)	161.4kg		AR3350 (W750mm x D1200mm)	161.4kg	
	フリアク (W750mm x D1200mm)	50.0kg		フリアク (W750mm x D1200mm)	50.0kg		フリアク (W750mm x D1200mm)	50.0kg	
	床許容重量 :	900.0kg		床許容重量 :	900.0kg		床許容重量 :	900.0kg	